

国動協会員校における 「教育訓練」に係る共通資料

目次

1. [共通資料作成の目的](#)
2. [実験動物および動物実験に係る法律等](#)
3. [「3R」について](#)
4. [動愛法、基準、指針、ガイドラインおよび機関内規程の関係図](#)
5. [動物愛護法、飼養保管基準、動物実験指針および動物実験ガイドラインへのリンク](#)
6. [教育訓練におけるMinimum Requirement](#)
7. [この資料の使用に際してのお願い](#)

国立大学法人動物実験施設協議会教育研修委員会

平成25年4月



1. 共通資料作成の目的

平成18年10月1日に施行された現動物愛護管理法(昭和四十八年十月一日法律第百五号)の第41条に動物実験における国際的な基本理念である3R(Refinement、ReplacementおよびReduction)が明記されました。同年4月には、飼養保管基準(環境省)および動物実験指針(文部科学省)が告示され、同年6月には動物実験ガイドライン(日本学術会議)が作成されています。ここに、国動協会員校において実施される「教育訓練」において説明すべき最低限必要な項目を設定し、もって、会員校における教育訓練のハーモナイゼーションに資することを目的として本共通資料を作成するものです。

なお、動物愛護管理法は平成24年に一部改定が行われ、新法(平成二十四年九月五日法律第七十九号)が公布されましたが、平成25年5月1日現在で施行令はまだ出ておりませんことを申し添えます。

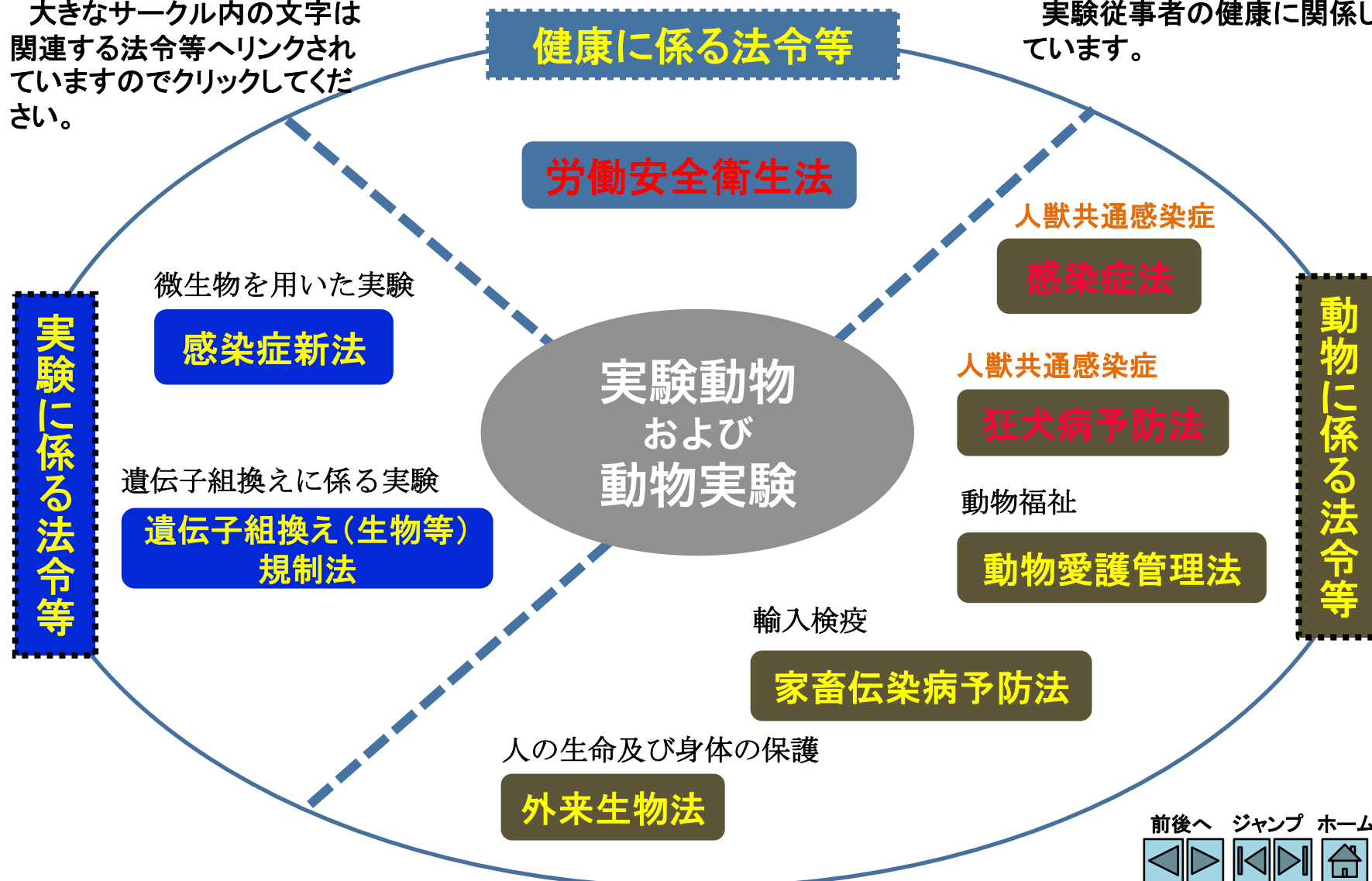
2. 実験動物および動物実験に係る法律等

【Linkについて】

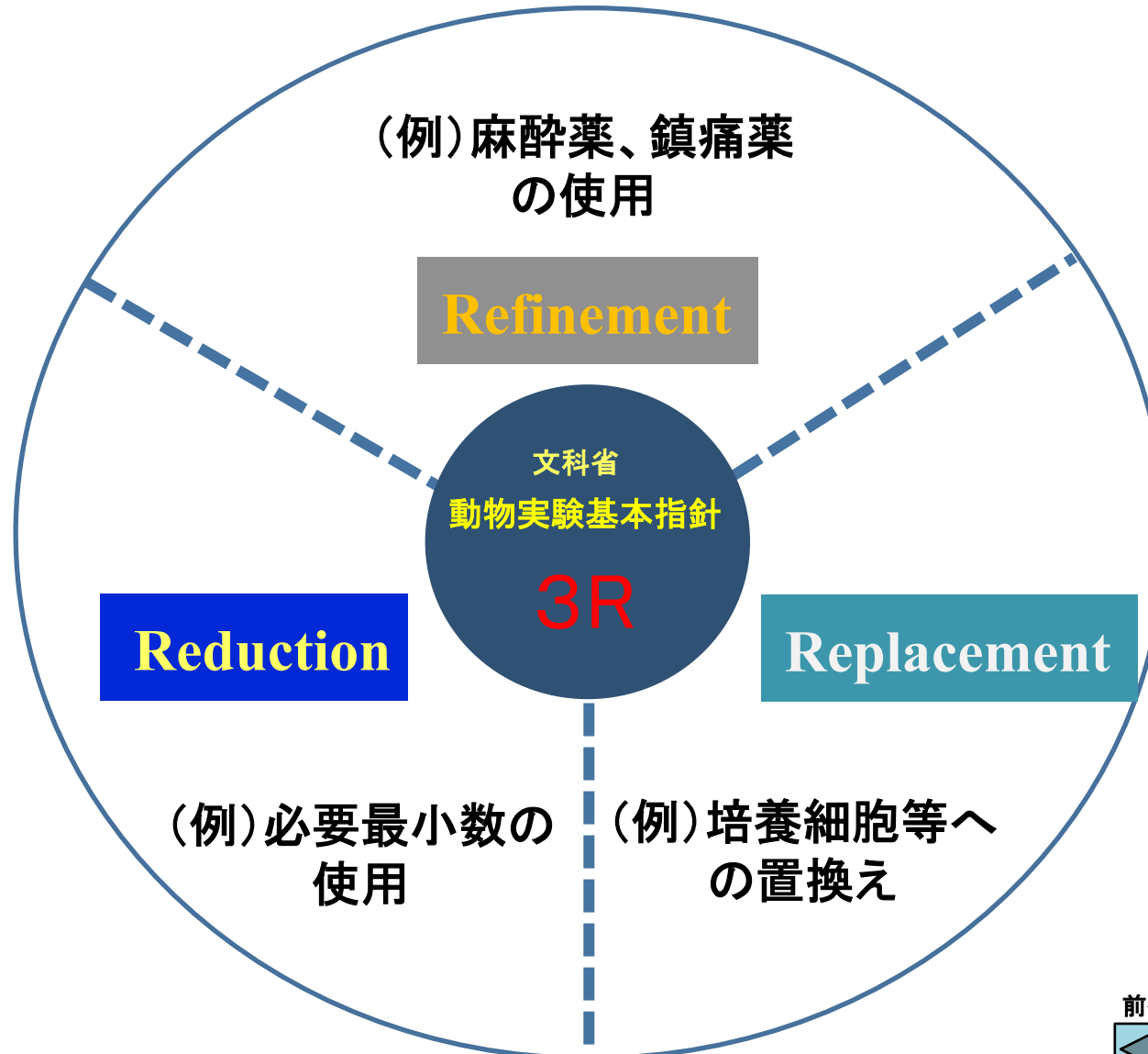
大きなサークル内の文字は関連する法令等へリンクされていますのでクリックしてください。

【赤字の項目について】

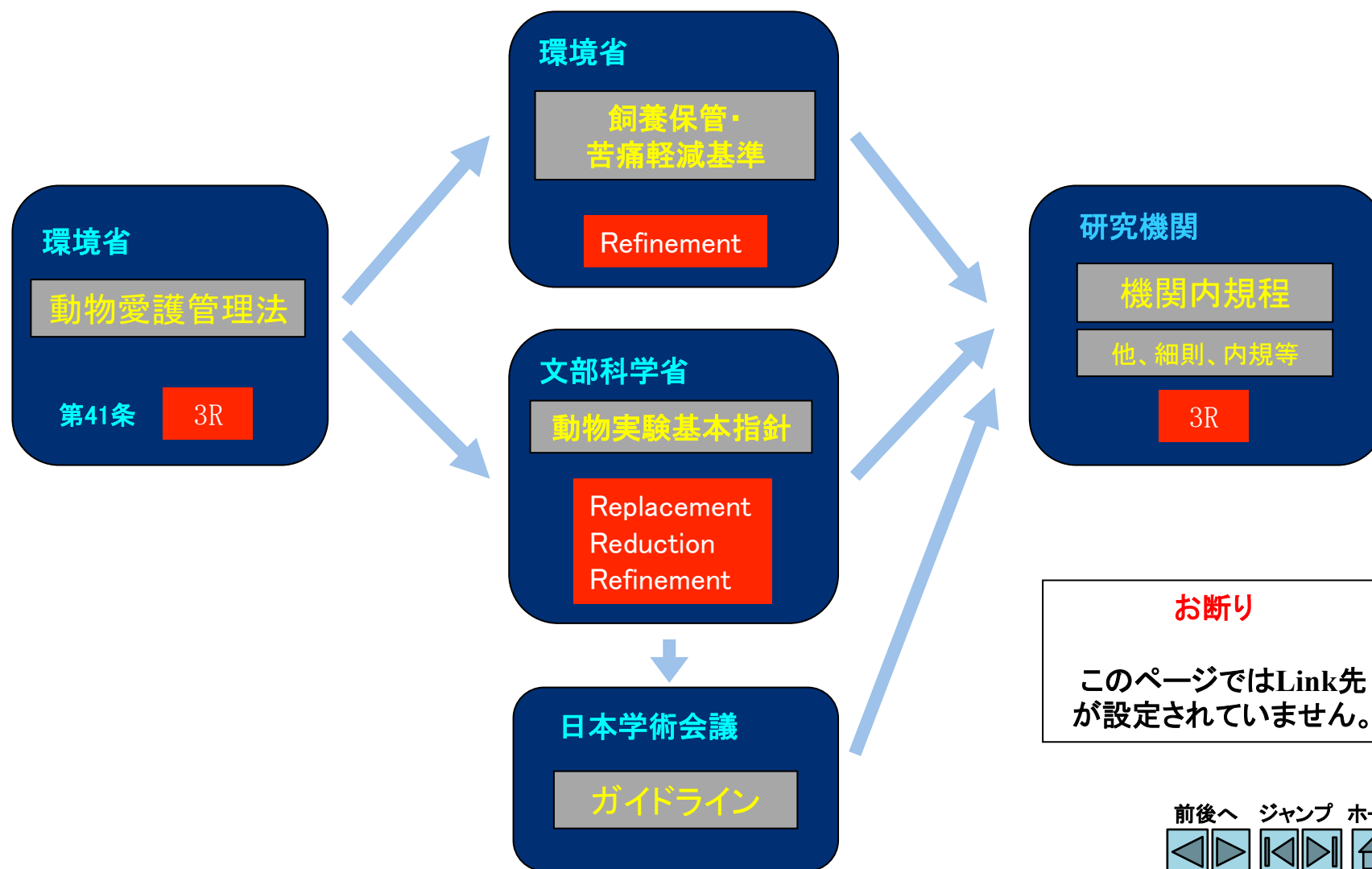
実験従事者の健康に関係しています。



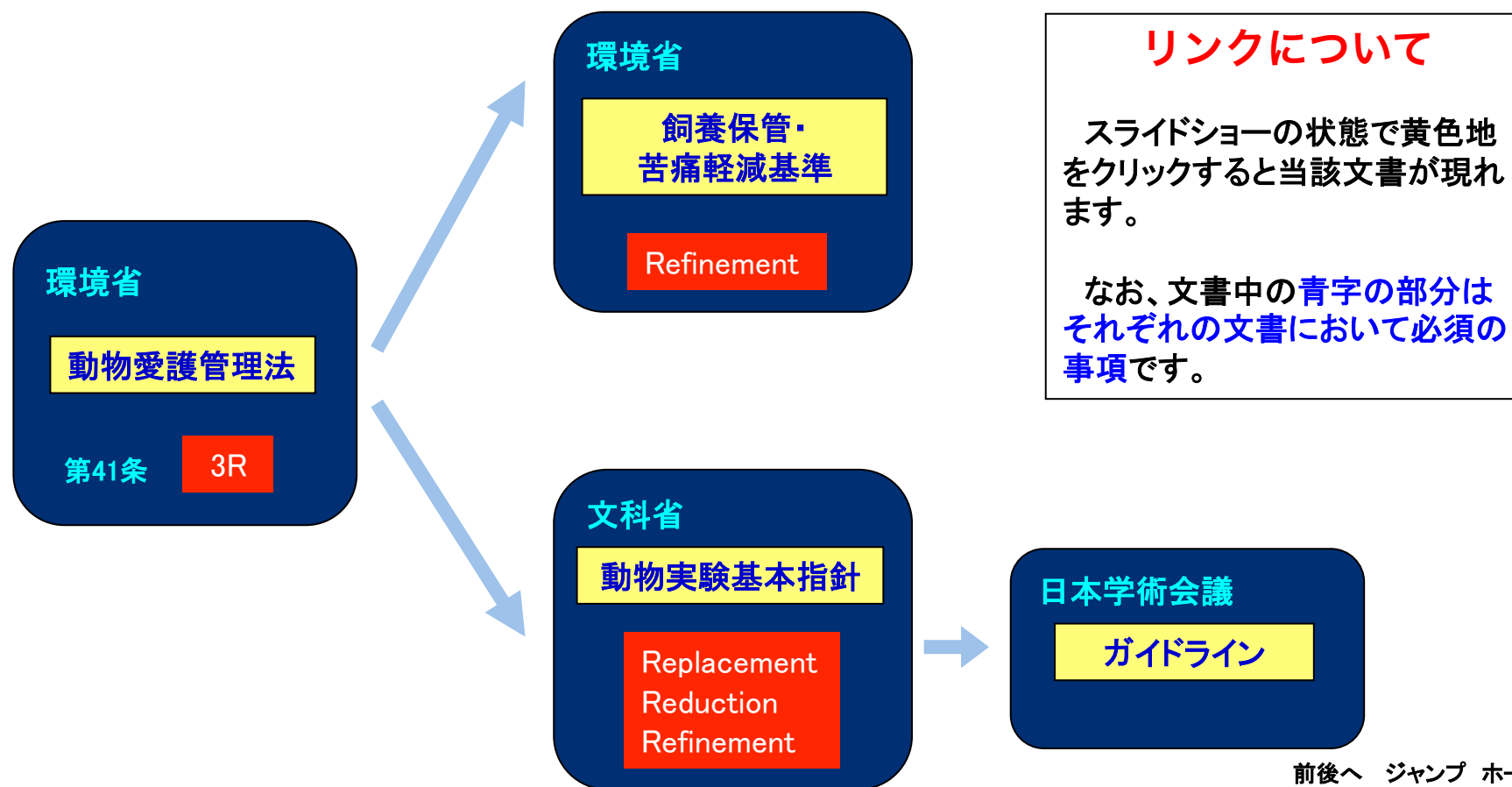
3. 「3R」について



4. 動愛法、基準、指針、ガイドライン および機関内規程の関係図



5. 動物愛護法、飼養保管基準、動物実験指針および動物実験ガイドラインへのリンク



リンクについて

スライドショーの状態では黄色地をクリックすると当該文書が現れます。

なお、文書中の青字の部分はそれぞれの文書において必須の事項です。

6. 教育訓練におけるMinimum Requirement

動物実験基本指針(文科省)の「第6 その他」において、「研究機関等の長は動物実験実施者等に対し、適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管を行うために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施、その他動物実験実施者の資質向上を図るために必要な措置を講じることとの記述があり、次のチャートには①～④について最低限の事項を盛り込みました。

- ①関連法令、指針、規程等
- ②動物実験等の方法に関する基本的事項
- ③実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- ④安全確保、完全管理に関する事項
- ⑤その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

国動協会員校のための教育訓練におけるMinimum Requirement

策定の目的: 動物実験基本指針の「第6 その他」において、「研究機関等の長は動物実験実施者等に対し、適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管を行うために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施、その他動物実験実施者の資質向上を図るために必要な措置を講ずること」という記述があります。具体的には、①関連法令、指針、規程等、②動物実験等の方法に関する基本的事項、③実験動物の飼養保管に関する基本的事項、④安全確保、安全管理に関する事項、⑤その他、適切な動物実験等の実施に関する事項について説明することが求められています。ここに示したチャートにはこれら説明すべき最低限の事項を盛り込みましたので、教育訓練において説明資料として使用していただきたいと思います。なお、タイトルに下線が付いている法令等についてはリンク先にアクセスして、各文書を開くことができますようにしています。

| 法律 | | 基準、指針など | | 機関内規程 | 委員会 | | 申請書類 | 申請者 | | 提出先 | 承認者 | |
|--|-------------------|--|-----------------|--------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|---------|---------|-------------------|---------|--------|
| 省庁 (略称) | | 省庁 (略称) | | 研究機関内 | | | 研究機関内 | | | (名称例) | (名称例) | |
| (全文)動物愛護管理法 (環境省) ▶ | ⇒ 関係省庁策 定 | (全文)飼養保管基準 (環境省) ▶ | | 動物実験規程 | 動物実験委 員会 | ⇒ 研究機関または 委員会作成 | 飼養保管施設設置申 請書 | 管理者 | 提出 ⇒ | 動物実験委員 会 | 答申 ⇒ | 研究機関の長 |
| | ⇒ 関係省庁策 定 | (全文)動物実験基本指 針(文部科学省) ▶ | | | | | 飼養保管施設廃止届 | 管理者 | | | | |
| | ⇒ 日本学術会 議作成 | (全文)動物実験ガイド ライン ▶ | | | | | 動物実験計画書 | 実験責任者 | | | | |
| 遺伝子組換え(生物等)規 制法(2004年施行) (文部科学省) ▶ | ⇒ 文部科学省 作成 | 遺伝子組換え実験指針 (2002年3月施行、2004 年廃止) | ⇒ 研究機関策 定 | 組換えDNA実験 安全管理規程 | 組換えDNA 実験安全委 員会 | ⇒ 研究機関または 委員会作成 | 組換えDNA実験申請書 | 実験責任者 | 提出 ⇒ | 組換えDNA実 験安全委員会 | 答申 ⇒ | 研究機関の長 |
| | ⇒ 文部科学省 作成 | 研究開発段階における 遺伝子組換え生物等の 第二種使用等の手引き | ⇒ 研究機関策 定 | | | | | | | | | |
| 感染症法 (厚生労働省) ▶ | | ⇒ 研究機関策 定 | | 病原体等安全管 理規程 | バイオセー フティ委員 会 | ⇒ 研究機関または 委員会作成 | 微生物取扱い実験申 請書 | 実験責任者 | 提出 ⇒ | バイオセーフ ティ委員会 | 答申 ⇒ | 研究機関の長 |
| 放射線障害の防止に関す る法律 ▶ | | ⇒ 研究機関策 定 | | 放射線障害予防 規程 | 放射線安全 委員会 | | 放射線同位元素使用 計画書 | 実験責任者 | 提出 ⇒ | 放射線取扱主任者 | | |
| 感染症法 (厚生労働省) ▶ | | | 厚労省作成 ⇒ | | | | 輸入サル飼育施設指 定申請書 | 研究機関等の長 | 提出 ⇒ | 厚労大臣および農林水産大臣 | | |
| 外来生物法 (環境省) ▶ | | | 環境省作成 ⇒ | | | | 特定外来生物飼養等 許可申請書 | 研究機関等の長 | 提出 ⇒ | 環境大臣 | | |

7. この資料の使用に際してのお願い

- (1) 各スライドの説明は極力少なくしてあります。この資料を教育訓練に使用される場合は、十分な言葉を加えて、説明してください。
- (2) 教育訓練で説明すべき資料はまだたくさんありますが、必要に応じて、適宜、この「共通資料」から派生、もしくは、加えてください。
- (3) 資料中に修正すべき点（誤り、加筆・追加、削除等）がありましたら、その時点での教育研修委員会委員長までメールでお申し出ください。委員会のアドレスは下記の通りです。
http://www.kokudoukyou.org/index.php?page=annai_iinkai_education
- (4) この資料の使用について特に制限はありません。できるだけ多くの公立大学、研究所等においてもご活用ください。